

# FC POLAGION ジュニアユースクラブ

## 会員規約

この会員規約は、【FC POLAGION ジュニアユースクラブ】に入会したクラブ生は以下の規約を遵守する事。

### 《名称及び所在》

1. 本クラブは FC POLAGION ジュニアユースクラブ（以下、「本クラブ」という）と称する。
2. 本クラブは、一般社団法人 POLAGION が運営する。
3. 本クラブは、広島県三次市三次町 1534-1 に事務局を置く。

### 《目的》

1. サッカーを通じ、スポーツの楽しさ、仲間を思いやる気持ちを育て、心身共に成長し、地域・社会に貢献できる人材を育成することをチーム理念とし、フェアプレーの精神・尊敬の心（リスペクト）を忘れず、ユース世代（高校年代）でも活躍できるよう、戦力と技術向上を目指す。

### 《入会資格及び入会手続き》

#### 入会資格

1. 本クラブに入会を希望するものは、クラブの趣旨に賛同し、本規約を確認の上、これを遵守する事。
2. 中学1年生から3年生までの方。
3. スポーツを行うに適した健全な健康状態の方。
4. 本クラブが入会に適すると認めた方（以下、「クラブ生」という）

#### 入会手続き

1. 本クラブに入会を希望するものは、所定の入会申込書を提出し、手続きに従い本クラブに申し込むものとする。

### 《会費》

年会費は 12,000 円（税込）

支払方法は年度初頭の月会費と一緒に支払うこととする。

月会費は11,000円（税込）

支払い方法は月最後の練習時に会費袋を渡し、翌月最初の練習時に支払うこととする。

#### 《会費の不返納》

- 一旦納入した月会費等は、入会不許可の場合を除き、原則として返納しないものとする。

#### 《活動期間》

- 本スクールは原則として毎年4月から翌年3月末までの1年間とし、年度毎に更新するものとする。

#### 《練習日及び時間》

- 本クラブの練習日、時間については、クラブが定めた年間スケジュールによる。

・ジュニアユース 毎週火・木・金曜日 月12回 19:00～21:00  
土・日曜日 練習・試合

※若干の時間延長の場合もある。

- 月末までに翌月のスケジュールカレンダーを配布する。
- やむを得ない事情が発生した場合は、定められた練習日、時間等を変更または中止することがある。  
その場合は、事前にクラブ生に通知する。

#### 《休会》

- 本クラブの休会（引き続き1ヶ月以上休む場合をいう）を希望するクラブ生は、前月15日までにその旨を届け出なければならない。
- 休会期間中の月会費は徴収しない。

#### 《退会》

- 退会を希望するクラブ生は、退会希望月の前月15日までにその旨を届け出なければならない。

#### 《事故の責任》

- 本クラブ活動中の怪我等における対応については、本クラブが加入するスポーツ安全保険の適用範囲内の対応に限り、その範囲を超えるものについては各家庭で責任を持って行うものとし、本クラブは責任を負わない。

## 《保険》

1. クラブ生は入会手続き完了後、スポーツ安全保険に加入することとする。

障害事故の場合における補償は加入する保険会社の約款通りとなる。

## 《休校及び閉鎖》

1. 天災地変・社会情勢の変化、その他通常のクラブ運営を継続することが困難な事由が生じた場合、本クラブを休会もしくは閉鎖することができる。

## 《器物破損》

1. クラブ生が施設内で故意に器物を破損した場合は、クラブ生の責任と負担において修復をしなければならない。

## 《健康管理》

1. 本クラブに参加するクラブ生の健康状況に関しては、常に保護者が責任を持って管理するものとし、本クラブは一切の責任を負わない。

## 《個人情報の取り扱い》

1. 本クラブは、法令を遵守し、当クラブ活動目的以外には個人情報は使用しないものとする。

また、クラブ活動・関連行事で撮影した写真や動画は、本クラブ活動に関するスクールチラシ、ホームページ、SNS広告などに掲載する場合があり、本クラブの運営や宣伝広告に必要な範囲で個人情報を利用及び第三者に対する開示をすることとする。

## 《施行》

1. 本規約は2021年4月1日より施行する。

## 《規則の改定》

1. 本規則の改定はFC POLAGION ジュニアユースクラブが行い、その効力はすべての会員に及ぶものとする。

## 《細則》

1. 本規約に定めのない事項及び運営上必要な細則は、本クラブが別に定めるものとする。